

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを「企業の継続的な成長・発展を目指して、より健全かつ効率的な経営を可能にする仕組み作り」と捉えております。

株主、従業員、取引先そして地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対して、企業価値の最大化を目指すために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると認識しております。

取締役会の監督機能の強化と共に、経営の透明性、公正性及び迅速な意思決定を維持・向上させるべく諸施策に取り組み、より一層の充実を目指してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を遵守しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)サトー興産	2,596,000	29.04
サトー商会取引先持株会	914,200	10.23
(株)サトー商会社員持株会	288,769	3.23
佐藤 正之	243,483	2.72
(株)三菱UFJ銀行	218,400	2.44
(株)七十七銀行	216,000	2.42
高橋 恵美子	185,048	2.07
日東ベスト(株)	178,800	2.00
上岡 康子	173,343	1.94
光通信(株)	128,800	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社は、自己株式211,926株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、所有株式数の割合(%)につきましては、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡田 哲男	他の会社の出身者													
服部 耕三	弁護士													
阿部 仁紀	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 哲男			・独立役員の確保の状況 独立役員として選任しております。	岡田哲男氏は、公認会計士・税理士事務所での長年の実務経験や経営に関する専門的見地から、公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、監査機能の充実に期待できると判断し選任しております。 なお、同氏は、(有)コックスの代表取締役社長を兼任しておりますが、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係がなく、また、当社と(有)コックスとの間に特別の利害関係はありません。

服部 耕三		・独立役員の確保の状況 独立役員として選任しております。	服部耕三氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として専門的で高度な知識と豊富な経験により、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行に対する監督・監査に生かしていただけるものと判断し、選任しております。 なお、同氏は提出日現在、(株)バイタルネット、(株)カルラ及び(株)服部コーヒーフーズの社外監査役を兼務しておりますが、同氏及び兼務先3社と当社との間に人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
阿部 仁紀		・独立役員の確保の状況 独立役員として選任しております。	阿部仁紀氏は、公認会計士・税理士として、財務・会計に関する専門的知見を有しており、職務で培われた豊富な経験と実績により、経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し選任しております。 なお、同氏は(有)阿部会計事務所、(株)アスカ・マネジメント・サービスの代表取締役社長、並びに生活協同組合連合会 コープ東北サンネット事業連合の監事並びに社のいちご(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係がなく、また、当社と(有)阿部会計事務所、(株)アスカ・マネジメント・サービス、並びに生活協同組合連合会 コープ東北サンネット事業連合との間に特別の利害関係はありません。また、当社は社のいちご(株)との間に商品仕入等の取引関係があります。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の意見を聴取し、補助すべき使用人を配置するものとしております。  
配置された監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、業務執行取締役等の指揮命令からの独立を確保する体制を整備するものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人とそれぞれ年度計画を交換しており、会計監査人の開催する監査報告会に出席するなど適時適切に情報収集を行い、意見交換を行うことにより会計情報をはじめとする経営情報を共有し、連携を図っております。  
また、内部監査室及びその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集により、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務執行について監査しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員として指定しております。

### 【インセンティブ関係】

#### 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役への業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針につきましては別段定めておりませんが、年度の業績に連動した役員賞与につきましては、各事業年度の業績(経常利益)及び基本報酬を総合的に勘案し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定しております。経常利益を役員賞与額決定の指標としている理由は、役員賞与は業績に連動することが望ましいこと、並びに、株主の皆様への継続的に安定した利益還元を行うために、経常利益の向上を重視するべきと考えております。役員賞与の算定にあたりましては、上記指標のほか、前期業績に対する増減などを総合的に勘案し、判断しております。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬に関しては、有価証券報告書並びに事業報告にて全取締役の報酬等の総額を開示しております。2020年3月期の当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬等の総額は122,806千円、監査等委員である取締役に対する報酬等の総額は19,950千円(内、社外取締役に対し11,850千円)であります。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等につきましては、固定報酬となる基本報酬と年度の業績に連動した役員賞与、退任時に支給する役員退職慰労金で構成されており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第67回定時株主総会において年額180万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同総会において年額25万円以内と決議いただいております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の決定権限につきましては、取締役会決議としており、取締役会議長である代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度総額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別の報酬額の案を取締役に諮り、取締役会の決議を経て決定しております。算定方法につきましては、経済情勢や従業員とのバランスを考慮して決定しております。また、監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】 更新

監査等委員である4名の内3名は社外取締役であります。その職務を補助すべき使用人は、特別にこれを定めることはせず、必要に応じて適宜、業務関連部署にその業務の補助にあたらせることとしております。また、常勤の監査等委員1名は非常勤の監査等委員に必要な情報伝達を行うなどのサポート体制を確保しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、監査等委員会制度を採用しており、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会、及び会計監査人を設置しているほか、その補完機関として内部統制委員会、経営会議等を設置しております。

・取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名並びに監査等委員である取締役4名で構成され、代表取締役社長が議長を務め、その他メンバーは取締役会長、代表取締役副社長、専務取締役、取締役3名、監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役3名であります。取締役会は毎月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な意思決定を行っております。

・監査等委員会は、監査等委員である取締役が委員長を務め、監査等委員である社外取締役3名を含めた4名で構成され、独立した視点から経

営の監視を行っております。

・当事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)開催の取締役会等における、個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

- ・佐藤正之氏 取締役会12回のうち12回に出席
- ・滝口良靖氏 取締役会12回のうち12回に出席
- ・佐藤典大氏 取締役会12回のうち12回に出席
- ・梶田雅仁氏 取締役会12回のうち12回に出席
- ・木村喜昭氏 取締役会12回のうち11回に出席
- ・郡山敏彦氏 取締役会12回のうち12回に出席
- ・藤原督大氏 2019年6月26日就任後、取締役会10回のうち10回に出席

2. 監査等委員である取締役

- ・森田武明氏 取締役会12回のうち12回に出席、監査等委員会12回のうち12回に出席
- ・岡田哲男氏 取締役会12回のうち11回に出席、監査等委員会12回のうち11回に出席
- ・服部耕三氏 取締役会12回のうち11回に出席、監査等委員会12回のうち10回に出席
- ・阿部仁紀氏 取締役会12回のうち12回に出席、監査等委員会12回のうち12回に出席

・当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、各四半期末及び期末の監査に加えて会計上の課題等について適時・適切なアドバイスを受けております。

1. 業務を執行した公認会計士

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 瀬戸卓氏
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮澤義典氏

2. 監査業務に係る補助者の構成

- ・当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等8名であります。

・内部統制委員会は、当社グループにおいて金融商品取引法及び関連する各法令等に基づいた内部統制評価が適切に運用され、財務報告書の信頼性が確保されることを目的として設置した機関であり、代表取締役社長、取締役管理本部長、経理・IT部門の部長等で構成されております。代表取締役社長を委員長として、年度計画に基づき定期的に開催し、全社的内部統制及び全社的IT統制の評価を通して当社グループの内部統制評価体制を継続して維持するために機能しております。

・経営会議は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名、監査等委員である取締役1名、その他各部門の部長等が出席し、情報の共有化や活発な意見交換の場として毎月開催し、業務執行における成果と課題、事業戦略等について審議・報告を行い、年度計画の進捗状況及び各部門の業務運営が機能していることを確認しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は単なる決議機能としてではなく、会社の業務執行に関する重要事項、全社の方向性や目標等の意思決定などの経営機能を有しており、それらの行動を監視チェックする観点から毎月1回定期的に開催され、活発な議論がなされております。あわせて各取締役による代表取締役の職務執行の監督を含む、相互牽制機能を有しております。

監査等委員は、取締役会に出席し議決権を行使することで、業務執行取締役の職務執行に対する監督を強化するとともに、適宜意見を述べ、客観的立場における監査のもとに開催されております。また、会社法及び金融商品取引法に定められた会計監査人及び監査等委員による会計監査に加え、監査等委員会が会計監査人と相互に情報交換を行い、監査計画に基づき会社の業務執行を監査するなど、取締役の職務の執行を十分に監視できる体制となっております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	(1) 掲載ホームページ : <a href="http://www.satoh-web.co.jp/ir/aisatu.html">http://www.satoh-web.co.jp/ir/aisatu.html</a> (2) 掲載情報 : 決算短信、定時株主総会招集通知、業績の推移(連結)、株主優待制度、その他開示資料について、適宜掲載しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの企業理念及び行動規範において、株主、顧客、従業員の尊重と社会的貢献を謳っております。	

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念及び社是を全役員、従業員が業務を運営するにあたっての基本方針としております。その適正な業務運営のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

今後とも内外環境の変化に対応し、一層適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

#### 【経営理念】

企業の社会的使命を自覚し社会の人々の幸福と利益のために働かねばならない

- 1 会社を堅実にするにはそれだけ社会に奉仕する力を大きくすることである。
  - 1 われわれは如何なる人々からも尊敬され親しまれる企業体と人格を養わねばならない。
- 従って  
会社の堅実な運営発展と、社員の豊かな生活増進を会社経営の二つの柱とする。

#### 【社是】

より優れた商品を提供する  
正確と便利性を提供する  
充実均衡  
能率の向上  
回収の正常化  
明朗・節制・調和

また、当社では、経営理念を実現するために、以下の「サトー商会行動規範」を日ごろの業務運営の規範とする。

#### 【行動規範】

1. 法令・社則及び社会規範を遵守し、社会良識に基づいた公正・健全な企業活動を行います。
2. 安全な食品・安心なサービスを提供し続けることにより、顧客満足度の最大化を図り、食文化発展への貢献に努めます。
3. 職場の安全と社員の健康を守り、社員一人ひとりの主体性、創造性を大切に、それが生かされる企業風土の醸成に努めます。
4. 全ての利害関係者との健全な関係を維持します。
5. 地域社会との連携と協調を図り、社会の発展に貢献する「企業市民」を目指します。
6. 自然環境の保全に努めます。

#### (2) 内部統制システムの基本方針

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1)当社は経営理念に則った「サトー商会行動規範」を制定し、取締役社長はその実践を自らの重要な役割として認識し、関係先を始め社内組織への徹底と定着化を図る。  
(2)取締役社長はコンプライアンスを推進する責任者として、コンプライアンス委員会を設置し委員長となり、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるほか、法令遵守上の重要な問題を審議し、委員長はその結果を随時取締役会に報告する。  
(3)取締役、使用人が法令上疑義のある行為等について、直接報告することを可能とする内部通報制度(社内相談ポスト)を定め、会社は通報内容を秘守するため、通報者に対して不利益な扱いを行わない「内部通報者保護規程」を制定する。  
通報を受けた委員会は、内容を調査し、再発防止策を協議・決定して、全社的な再発防止策を実施する。  
(4)違反行為等が発覚した場合、使用人の法令・規定等違反行為については委員会から賞罰委員会に処分を求める。  
また、取締役については取締役会または監査等委員会へ、委員長が具体的な処分を上申する。  
(5)公共の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力や個人との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを基本方針とし、必要に応じて警察、顧問弁護士を始め、外部専門機関と情報共有、連携して対応する。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)管理本部長を総括責任者としリスク管理体制を構築し、法的規制等については各部門が対応し、全社的な「個人情報管理規程」「債権管理規程」「安全衛生管理規程」「危機管理マニュアル」等を整備しリスク管理体制を確立する。
- (2)有事のときは取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し危機管理にあたる。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づく職務権限の分配、意思決定ルールの徹底検証を行う。
- (2)毎月1回開催する定例取締役会において、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行を監督するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。
- (3)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、「長期目標に基づく3ヶ年計画」を策定し、それを基に「年度経営方針及び年度予算」を立案して、全社的目標を設定する。各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

#### 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規定に基づき適正に文書等の保存・管理を行う。  
また、情報の管理については、情報のセキュリティや個人情報保護に関する基本方針、及び「個人情報管理規程」により対応する。

#### 5. 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社においては、本基本方針「(1)業務運営の基本方針」に準じて業務遂行を行う。

#### 6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、グループ会社の株主総会及び取締役会等の記録、その他の重要な事項について当社へ報告される体制となっている。また、月1回開催されるグループ会社の経営会議へ出席して、経営内容の定期的な報告と重要案件の事前協議を行う。

#### 7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制



(1)当社が定める危機管理マニュアルは、グループ会社に適用されており、これに基づきグループ会社は状況に合わせた危機管理マニュアルの詳細を整備する。

(2)当社は、グループ会社の業務に係るリスク管理にあたる担当部門を設置して、内部統制評価規程によりリスクの評価を行い、リスク軽減のための改善・指導を行う。また、グループ会社のリスク情報について、迅速に報告されるよう窓口を一元化する。

#### 8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、グループ会社に適用される職務権限規程を定め、グループ会社における重要な業務執行については、当社の取締役会及び経営会議にて意思決定することとしている。それらを除いた業務執行については、グループ会社で定める職務権限規程に基づき、グループ会社が自主的に業務執行にあたる。

(2)当社が定める予算管理規程は、連結業績管理を求めており、承認手続きを経てグループ会社の年度予算が執行され、進捗状況は当社取締役会へ定期的に報告される。

#### 9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社が定める行動規範、コンプライアンス規程、内部通報者保護規程、連絡窓口等はグループ会社に適用されており、グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が適切になされる体制としている。

(2)当社の内部監査の対象はグループ会社を含んでおり、グループ会社における職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

10. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及びその独立性に関する体制  
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じ、監査等委員会の業務補助のための専任スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員会が意見交換を行う。

・補助使用人の異動への監査等委員会の同意の有無、懲戒についての関与

・補助使用人の所属(専属・兼務)人数、地位等

・取締役の補助使用人への指揮命令の有無等

11. 取締役、使用人の監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役、使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、また取締役、使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。

(2)取締役、使用人は、監査等委員の監査に対する理解を深め、環境を整備するように努める。

また、監査等委員は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(3)監査等委員は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツからの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(4)監査等委員は、コンプライアンス委員会及び各取締役に対して適宜必要な調査、報告等を要請することができる。また、取締役又は使用人が開催する諸会議に適宜出席することができる。

#### 12. 子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに報告を行う。

#### 13. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをうけないことを確保するための体制

当社は、グループ全体を対象とした内部通報者保護規程、連絡窓口を設置しており、監査等委員会へ報告したことを理由として、報告者に対して不利な取扱いはいししない。

14. 監査等委員の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査等委員の職務の執行に必要な支出を年度予算として確保し、監査等委員会もしくは監査等委員の要請に沿って費用処理する。

(2)外部の専門家の活用や計画外の子会社往査等、予算編成時に想定できなかった事態が生じた場合、当該事態に係る費用は要請に基づき会社負担として処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 基本的な考え方

当社は、公共の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力や個人との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを基本方針としております。

### 2. 社内体制の整備等

#### (1)対応統括部署の設置

当社は、総務部を対応管轄部署とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報を集約し、一元管理を行います。

#### (2)外部専門機関との連携

当社は、必要に応じて、警察、顧問弁護士をはじめ、外部専門機関(宮城県特殊暴力対策協議会に加盟)と情報共有、連携のうえ、反社会的勢力の対応を行っております。

#### (3)社内啓蒙活動の実施

・当社では、役員、使用人がより高い倫理観に基づいて事業活動を行うために定めた「サトー商会行動規範」において、反社会的な個人・組織との関わりを一切持たないこととし、徹底を図っております。

・当社は、法令遵守を徹底するために、社内取締役会の直属組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、整備及び啓蒙活動に努めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 会社情報の適時開示に関する当社方針

当社は、株主及び投資家の皆様に対しての事業・財務状況及び成果等の会社情報の開示を、上場会社としての重要な社会的責任であり、かつ重要な経営課題であると認識しております。投資判断に影響を与える重要な会社情報については、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則等」の関係法令・規則並びに社内規定に則り適時・適切に開示する方針であります。

#### 2. 適時開示に係る責任体制及び担当部署

- ・情報取扱責任者：管理本部長
- ・情報収集担当部署：総務部（担当責任者 総務部長）
- ・情報取扱・開示担当部署：経理部（担当責任者 経理部長）

#### 3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

##### (1) 適時開示の意思決定及び会社情報の開示

重要な決定事実に関する情報については、役員取締役会議にて審議し取締役会に付議され決定しております。重要な発生事実に関する情報については、総務部が当該事項の担当部署より報告を受け、事実関係を確認後、速やかに情報取扱責任者に報告しております。これらの事項は、原則として取締役会の承認を経て、適時開示規則等に則り、速やかに開示手続きを行います。

決算に関する情報及び業績予想の修正等については、その内容が明確になり次第、取締役会への報告・承認を経て、速やかに開示手続きを行います。

また、緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役又は情報取扱責任者の判断により、速やかに会社情報の開示を行うこととしております。

##### (2) 適時開示に係るチェック機能等

経理部は、情報取扱責任者の指示のもと、適時開示規則等に則り、開示の必要性及び開示内容等の確認を社内関係部門又は必要に応じて会計監査人等に行っております。

また、経営監視の観点から、各監査等委員は、監査の基準に基づき会計監査人及び内部監査部門と連携し、取締役会その他重要な会議への出席並びに当社及び子会社等の監査により、取締役及び使用人等の職務の執行状況について検証しております。

【 コーポレート・ガバナンス体制 模式図 】 (提出日現在)

